

第三者行為（交通事故や暴力行為）によるケガで 保険証を使う場合は届け出を！

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって負傷したときに健康保険を使って診察・治療を受ける場合は「**第三者等の行為による傷病届**」の提出が必要です。

こんな
ときは

● 交通事故によるケガ

車両同士の事故
車両に同乗中に負傷した場合
歩行者と車両の事故
ひき逃げ等で相手が不明な交通事故



● その他のケガ

殴打等の
暴力行為を受けた場合
他人の飼い犬に咬まれた場合
ゴルフ事故、スキー事故 など



第三者等の行為による傷病届を提出してください！

健康保険を使って治療を受ける場合、本来、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、**後日協会けんぽから加害者に対して請求することになります。**このため、「**第三者等の行為による傷病届**」のすみやかなご提出をお願いします。

「第三者等の行為による傷病届」は、ホームページからダウンロード可能です。



示談は慎重に！

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談をしてしまうと、示談日以降の治療費については健康保険証を使用することができなくなる場合があります。

示談するときは、事前に協会けんぽにご連絡をお願いいたします。

仕事中や通勤途中のケガは労災保険対象！

第三者等の行為による傷病届の提出は不要です。管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。



はり・きゅう(灸)の場合

下記の①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の対象になります。

①対象となる傷病であること

神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

②医師がはり・きゅう(灸)の施術について同意していること

医療では適当な治療手段がなく (医療機関において治療を行った結果、治療の効果が現れなかった場合等)、はり・きゅう(灸)の施術を受けることを認める医師の同意がある場合。



医療機関との併用での施術は認められません



疲労回復や慰安目的などのマッサージは、健康保険の対象外です

あん摩・マッサージの場合

下記の場合のみ、健康保険の対象となります。

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、可動域の拡大や症状の改善を目的として、あん摩・マッサージでの施術が必要と医師が同意している場合。



10月はピンクリボン月間

協会けんぽでは乳がん検診受診費用の一部を補助しています

PINK RIBBON

定期的な乳がん検診が推奨されています。

乳がんは女性が最も罹りやすいがんですが、早期検診・早期治療で治りやすい病気です。症状がない方の病気のリスクを発見する目的で検診を実施していますので、定期的な検診が非常に大切です。

対象者 一般健診を受診する 40～74歳の偶数年齢の女性の方

一般健診とセット受診となり、単独受診はできません

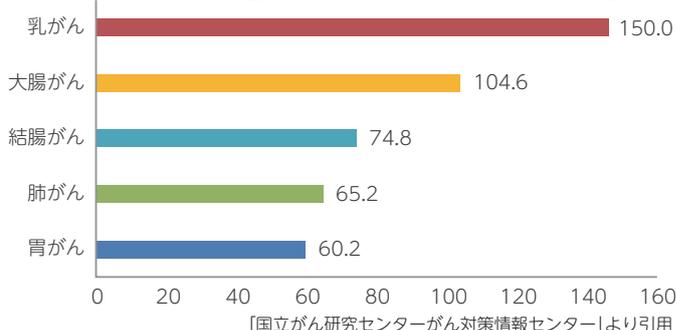
検査内容 ・問診
・乳房エックス線検査
・視診 触診(医師の判断により実施)

自己負担額 【50歳以上】 最高 1,013円
【40～48歳】 最高 1,574円

ピンクリボンは、乳がんの正しい知識を広め、早期発見の重要性を呼びかける世界共通のシンボルマークです。

部位別がん罹患率 (女性：2019年)

(1年間に人口10万人あたり何例がんと診断されるか)



乳がんの10年生存率

